第3章

年次・要約期中財務諸表の調整表の開示等
IFRS18号適用初年度の留意点と最新動向

有限責任 あずさ監査法人
公認会計士 梶原 万基乃

【この章のエッセンス】

- IFRS18号は遡及適用され、適用初年度の年次財務諸表、要約期中財務諸表において調整表の開示が求められる。
- グループ内の貨幣性負債(または資産)から生じる為替差額の分類について、アジェンダ決定が公表される予定である。

はじめに

2024年4月に公表されたIFRS18号「財務諸表における表示及び開示」(以下、「IFRS18号」という)は、2027年1月1日以後開始する事業年度から強制適用となる。加えて、遡及適用が求められることから、比較対象期間についてもIFRS18号に基づいた財務諸表の表示および開示を行う必要があり、円滑な適用に向けて早期の対応・準備が喫緊の課題となっている。

本章では、IFRS18号の概要について説明したうえで、適用初年度に留意すべき要求事項である経過措置の定めについて解説する。また、IFRS18号の公表後に国際会計基準委員会(以下、「IASB」という)やIFRS解釈指針委員会にて議論されている論点、その他の最新トピックについて解説する。

なお、文中の意見に係る部分は筆者の私見であることをあらかじめ申し添える。

IFRS18号の概要

IFRS18号は、財務諸表における表示および開示に関する要求事項を定めた基準であり、現行のIAS1号「財務諸表の表示」(以下、「IAS1号」という)に置き換わるものである。

IFRS18号では、比較可能性の向上、また財務情報の透明性・有用性に資するため、主に次の3点について新たに定めを設けている。

- 純損益計算書の構成
- 情報のグルーピング
- 経営者が定義した業績指標

純損益計算書の構成

IFRS18号は、純損益計算書の収益および費用を5つの区分(営業、投資、財務、法人所得税、非継続事業)に分類することを求めており、営業、投資および財務の3つの区分、営業損益、財務および法人所得税前純損益という2つの小計が、それぞれ新たに定められている(IFRS18号47項)。これは、従前のIAS1号では、純損益計算書の小計について明確な定めを欠く結果、企業間の比較可能性に懸念が生じていたことなどに対処したものである。

営業、投資および財務の各区分の概要は、次のとおりである[1]。

[1] 以下の記載事項に加えて、IFRS18号では、特定の主要な事業活動、デリバティブおよび指定したヘッジ手段等を対象とするその他の詳細な定めが置かれている。

(1) 営業区分

営業区分には、他の区分に分類されない収益および費用を分類する(いわゆる「デフォルト区分」)(IFRS18号52項)。これによって、企業の主要な事業活動を含む営業の成果の全体像を提供する営業利益が表示されることになる。また、特定の